

特定創業支援事業 フロー

1. 市役所に認定書発行に関する事前相談（創業者→市役所）



2. 土浦商工会議所に相談の上、指定のセミナーを受講する（創業者）

(1) WEB 創業塾または創業セミナーの受講と事業計画作成を1か月以上かけて行う。

(2) WEB 創業塾の場合

①WEB セミナーを視聴する。(TCCI ホームページより閲覧する)

②カテゴリー「経営・財務・人材育成・販路拡大」からそれぞれ1講座以上を受講する。

(3) 創業セミナー受講の場合

①創業セミナーを受講する(人材育成・販路拡大の要件を満たす)

②WEB セミナーを視聴する。(TCCI ホームページより閲覧する)

③カテゴリー「経営・財務」からそれぞれ1講座以上を受講する。



3. 事業計画書を作成し、受講についての確認書と一緒に提出する（創業者→会議所）



4. 市役所に証明申請書を提出する（創業者→市役所）



5. 特定創業支援事業受講の有無の照会（市役所→会議所）



6. 受講有無の回答（会議所→市役所）



7. 証明書の発行（市役所→創業者）

※ 創業した日から5年を経過していない個人が会社を設立した場合に登録税の減免がある。0.7→0.35